

名古屋大学大学院国際言語文化研究科博士候補研究員取扱要項

制定 平成 21 年 11 月 25 日

改正 平成 22 年 1 月 20 日

改正 平成 25 年 3 月 21 日

改正 平成 26 年 12 月 17 日

第 1 この要項は、名古屋大学大学院国際言語文化研究科（以下「研究科」という。）における博士候補研究員の取扱いに関し必要な事項を定め、研究科博士後期課程を満期退学した者の課程博士の学位取得を支援することを目的とする。

第 2 研究科において博士候補研究員となることができる者は、日本言語文化専攻にあっては研究科博士後期課程の満期退学者とし、国際多元文化専攻にあっては研究科博士後期課程を満期退学し、かつ、博士候補生（国際多元文化専攻において博士論文提出のための所定の条件を満たした者をいう。）であるものとする。

第 3 博士候補研究員の受入れ期間は 1 年以内とする。ただし、年度を超えることができない。

第 4 受入れ期間が満了しても、なお引き続き研究を行う必要がある者は、受入れ期間を延長することができる。ただし、3 年を超えることができない。

受入研究期間中に博士学位論文（課程博士）が受理され、学位取得予定である者はこの限りではない。

第 5 博士候補研究員となることを希望する者は、別紙様式 1 及び 2 を、次に掲げる書類とあわせて、受入れ教員を経て、研究科長に提出しなければならない。

(1)業績表

(2)研究計画及び博士論文の進捗状況について（合わせて 6,000 字以上）博士学位論文（課程博士）を日本語以外の言語で提出する予定の者は、日本語以外の言語での記述を可とする。

第 6 研究科長は、第 5 により申請があったときは、運営協議会及び研究科教授会の議を経て、博士候補研究員の受入れを決定する。

第 7 博士候補研究員は、研究科の教育研究に支障のない範囲において、附属図書館・図書室の施設等を利用することができる。ただし、院生室、コンピュータ室等を利用することはできないこととし、かつ、机等の備品は提供しない。

第 8 博士候補研究員は、施設利用証（建物入館カード）の貸出及び入構・駐車許可証の発行を受けることができない。

第 9 博士候補研究員は、研究科において研究を開始する前に、任意の傷害保険に加入しなければならない。

第 10 研究科長は、博士候補研究員が学内規則等に違反したとき、その他研究を継続することが不適当と認めたときは、その許可を取り消すことができる。

第 11 この要項に定めるもののほか、博士候補研究員に関する必要な事項は、研究科教授会の議を経て、研究科長が定める。

付 記

- 1 この要項は、平成 21 年 11 月 25 日から実施し、実施日以後において課程博士の学位取得のための論文申請資格を有する者に対して適用する。
- 2 この要項は、平成 25 年 4 月 1 日から実施する。
- 3 この要項は、平成 27 年 4 月 1 日から実施する。